

保育所安全計画

社会福祉法人 駒木町保育園

令和5年4月

1 安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コース等）の安全点検

月	重点点検箇所
4 月	防火設備、避難経路、緊急連絡先
5 月	遊具、散歩コース（散歩コース内の固定遊具を含む）
6 月	備品、プール
7 月	園庭全体（内扉、フェンス、固定遊具、排水路等）、園舎全体（水道、トイレ、建付け、高所等）
8 月	加湿器、空気清浄機
9 月	台風対策（備蓄の確認等）
10 月	暖房器具の点検、使用方法の確認
11 月	水まわり（冬季に向けた点検）、除雪器具
12 月	備品、冬用遊具
1 月	通路（屋根、経路等）
2 月	通路（屋根、経路等）
3 月	通路（屋根、経路等）、園庭全体、園舎全体

(2) マニュアルの策定・共有

重大事故防止マニュアル、午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、災害時マニュアル、119 番対応時マニュアル、救急対応時マニュアル、不審者対応時マニュアルについては、日々のチェック、毎月行う防災訓練等の反省を踏まえて、対応策を常に新しいものにし、職員間で共有している。

園としては、国等が示すマニュアルを職員に周知し、日々事故防止に努めている。

2 園児・保護者に対する安全指導等

(1) 園児への安全指導（保育所生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

区 分	乳児（0～2 歳児）	幼児（3～5 歳児）
4 ～ 6 月	遊具遊びや散歩時の事故防止	遊具遊びや散歩時の事故防止
7 ～ 9 月	熱中症対策	熱中症対策 プール遊び時の事故防止

10 ～ 12月	交通安全教室（道路の歩き方など）	交通安全教室（道路の歩き方、信号の見方など）
1月 ～ 3月	暖房器具による事故防止 落雪や凍結による事故防止	暖房器具による事故防止 落雪や凍結による事故防止

（２）保護者への説明・共有

4 ～ 6月	安全計画及び安全に関する取組の内容について玄関ホールに掲示し、周知を図る。 園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。
7 ～ 9月	安全計画及び安全に関する取組の内容について玄関ホールに掲示し、周知を図る。 園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。
10 ～ 12月	安全計画及び安全に関する取組の内容について玄関ホールに掲示し、周知を図る。 園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。
1月 ～ 3月	安全計画及び安全に関する取組の内容について玄関ホールに掲示し、周知を図る。 園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。 入園時の説明会で取組内容の周知を図る。

３ 訓練・研修

（１）訓練のテーマ・取組

月	避難訓練等 ※1	その他 ※2
4月	地震発生後調理室出火 地震・火災時の避難の仕方	
5月	調理室出火 落ち着いて迅速に避難する仕方	救急対応（心肺蘇生、AEDの使用等）
6月	休憩室出火 大人の指示に従い避難行動する仕方	救急対応（エピペンの使用等）

7月	調乳室出火 落ち着いて迅速に避難する仕方	防犯講習会（不審者対応訓練） さすまたの使い方等を学ぶ
8月	東側隣家火災 落ち着いて静かに避難する仕方	
9月	東海沖地震警戒発令 身を守る方法、避難方法を学ぶ	
10月	西側隣家火災 落ち着いて静かに避難する仕方	
11月	調理室出火 火災の怖さ、落ち着いて迅速に避難する仕方	119番通報対応
12月	床暖房用ボイラー出火 慌てず避難する仕方	
1月	合同保育時地震発生 慌てずに行動する仕方	
2月	灯油貯蔵庫付近出火 慌てずに避難する仕方	緊急伝達対応
3月	南側隣家火災 慌てずに指示に従い避難する仕方	不審者（外部侵入者）対応

※1 避難訓練等：設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 その他：避難訓練等以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）、不審者対応等

（2）訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
さすまたの使い方	保育士、事務室職員
119番通報対応	園長、事務室職員

（3）職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月
（外部）アレルギー対応の研修	（外部）心配蘇生法に係る研修	（園内）エピペンの使用に係る再研修	（園内）不審者（外部侵入者）対応に係る

（外部）エビペンの 使用に係る研修 （内部）人数の点呼 確認の訓練	（園内）不審者（外部 侵入者）対応に係る研 修		研修（防犯用品の使 用方法など）
--	-------------------------------	--	---------------------

（４）行政等が実施する訓練・講習スケジュール

行政等が実施する訓練・講習については、計画的かつ積極的に受講すること。

４ 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策と共有の方法等）

ヒヤリ・ハットが発生した場合は、直ぐに報告するとともに、書類に原因および対策を簡潔に記載し、職員間で情報共有し、再発防止に努める。また、必要に応じて職員会議等で当事者は発生要因の説明を行い、再発防止対策について協議する。

５ その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

安全管理に関する情報については、必要に応じてメール配信、園内掲示等適切な形で保護者、職員等に情報提供し、安全確保を行う。